

防防訓第1157号  
統幕首参第11号  
国空制第500号  
令和2年1月31日

防衛省防衛政策局訓練課長

防衛省統合幕僚監部首席参事官

国土交通省航空局交通管制部管制課長

## 東京第二特別管制区に係る自衛隊機の飛行に係る覚書

国土交通省と防衛省は、令和2年2月1日から東京国際空港滑走路16R及び16Lへの進入経路の使用が開始されることを受け、これに伴って設定される東京第二特別管制区（以下「第二特管区」という。）内における自衛隊機の飛行について、下記のとおり確認する。

### 記

#### 1 目的

この覚書は、第二特管区が設定される時間帯（日本時間の毎日15時から19時まで）において自衛隊機が飛行を行う場合の国土交通省と防衛省との連絡調整、国土交通省による飛行の許可その他の所要の事項について定めることにより、両省間の調整の円滑化を図ることを目的とする。

#### 2 対象とする自衛隊機の飛行の基準

自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第6章に規定される自衛隊の行動等又は要人（内閣総理大臣、防衛大臣その他別紙に掲げる者）の空輸（当該空輸に伴う随行機を含む。）のための有視界飛行方式による飛行

### 3 国土交通省と防衛省との連絡調整

#### (1) 事前の調整

防衛省担当部署（自衛隊機の運航の目的に照らし、当該運航を所掌する防衛省本省内部部局若しくは防衛装備庁内部部局の担当部署又は統合幕僚監部首席参事官付をいう。）は、飛行を伴う自衛隊機の運航を計画した場合には、原則として飛行の前日（土日及び祝日を除く。）の正午までに、飛行経路図を付して、国土交通省東京空港事務所（以下「空港事務所」という。）と当該飛行について調整を行うものとする。

#### (2) 飛行実施の連絡

ア 前号の自衛隊機の運航を行う自衛隊の部隊等は、原則として飛行の1時間前までに、飛行する航空機の無線呼出符号及び型式、飛行予定時刻その他の必要事項について空港事務所に電話連絡するものとする。また、当該連絡の内容に変更が急遽生じた場合には、変更後の内容について速やかに空港事務所に電話連絡するものとする。

イ 前号の事前の調整が行われていない飛行の所要が急遽生じた場合には、当該飛行を伴う自衛隊機の運航を行う自衛隊の部隊等は、本号アに定める必要事項について速やかに空港事務所に電話連絡するとともに、当該飛行の詳細について調整するものとする。

#### (3) 連絡調整フローチャート

本項に定める連絡調整に係るフローチャートは、別図のとおり。

### 4 国土交通省による通過の許可

- (1) 飛行を行う自衛隊機の操縦者は、あらかじめ時間的な余裕をもって無線により東京ターミナル管制所との間で通信を設定し、第二特管区の飛行を要求するものとする。
- (2) 東京ターミナル管制所は、前号の要求を受けた場合には、東京国際空港滑走路16R及び16Lへの進入経路に所在する航空機との間で適切な間隔を確保するなどの所要の措置を講じ、当該自衛隊機の飛行について遅滞なく、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第94条の2第1項ただし書きにより許可するものとする。

### 5 協議事項

この覚書の解釈について疑義が生じた場合又は自衛隊機がこの覚書に定めのない飛行を行う場合は、両省間で協議の上、対応を決定するものとする。

#### 附 則

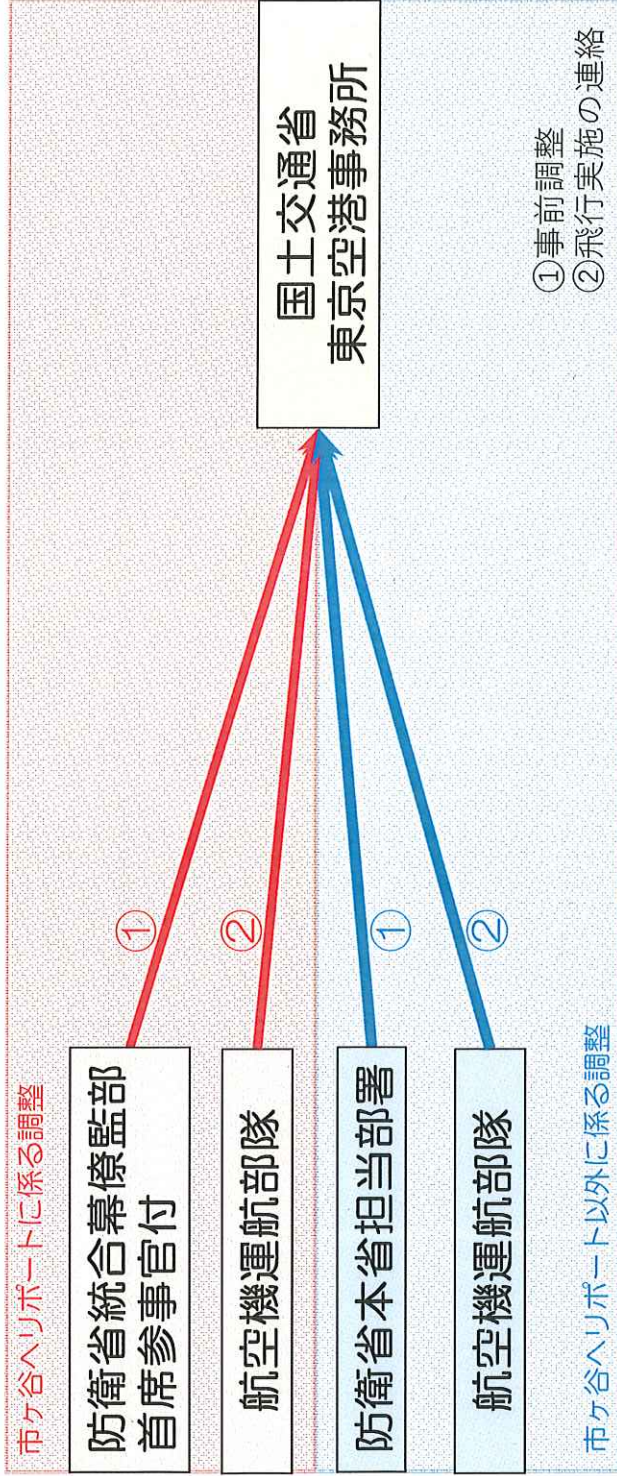
本覚書は、令和2年2月1日から効力を有する。ただし、同年3月25日までの間は、覚書中「東京第二特別管制区」又は「第二特管区」とあるのは、「東京クラスC空域」と読み替えるものとする。

- 1 自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第100条の5及び自衛隊法施行令（昭和29年6月30日政令第179号）第126条の16に定める者
  - (1) 国賓
  - (2) 天皇及び皇族
  - (3) 国賓に準ずる賓客
  - (4) 衆議院議長及び参議院議長
  - (5) 最高裁判所長官
  - (6) 内閣総理大臣又は前二号に掲げる者に準ずる者
  - (7) 国務大臣（内閣総理大臣又はこれに準ずる者を除く。）。ただし、重要な用務の遂行のため特に必要があると認められる場合に限る。
- 2 防衛副大臣
- 3 防衛大臣政務官



# 連絡調整のフローチャート

別図



防衛省担当部署は、おおむね、自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第6章に規定される自衛隊の行動等又は要人（内閣総理大臣、防衛大臣その他別紙に掲げる者）の空輸（当該空輸に伴う随行機を含む。）のための有視界飛行方式による飛行を行う際に市ヶ谷ヘリポートの離発着を含む飛行を行う場合は統合幕僚監部首席参事官付となり、また、市ヶ谷ヘリポートの離発着を含まないその他の飛行を行う場合は当該運航を所掌する部署となる。

※①は原則として飛行の前日正午までに連絡する（土日祝除く）

連絡先：03-5757-3012 [cab-tokusatsu@milt.go.jp](mailto:cab-tokusatsu@milt.go.jp)

※②は原則として飛行1時間前までに連絡する

連絡先：03-5757-3015

※連絡した内容に急遽変更が生じた場合は、速やかに連絡する